

令和7年度 若年ドライバー等確保のための運転免許取得支援助成事業 留意事項

令和7年3月19日
公益社団法人全日本トラック協会

1. 助成対象について（交付要綱第2条関係）

第2条（1）から（3）のいずれかのために指定自動車教習所等に支払う料金を助成対象費用とします。指定自動車教習所等への通学費用や自動車運転免許試験場でかかる費用等は助成対象外です。

また、当該都道府県外の事業所に所属する従業員の分については、各事業所が所在するトラック協会より申請することとします。

2. 助成額について（交付要綱第4条関係）

（1）費用負担

指定自動車教習所等から事業者あての領収証（会社負担分）の写しの提出を求めて、事業者が費用を負担していることを確認してください。

なお、当該運転者が自ら助成対象費用を支払った場合は、「指定教習所から免許取得者あての領収証」及び「当該運転者から事業者あての領収証」の写しの提出を求めて、事業者が最終的に費用を負担していることを確認してください。

（2）助成上限額

1 会員事業者あたりの助成上限額30万円を超える申請はできませんので、申請時に確認してください。

また、本助成制度は、地ト協、国、地方自治体又はその他団体等が実施する助成制度との併用が可能です。ただし、事業者が、同一の助成対象費用について複数の助成制度等を併用する場合でも、交付を受ける助成金等の合計額が事業者の負担額を上回るときは、本助成事業による助成金交付額を減額します。このことは、事業者が都道府県トラック協会に提出する「申請書」のチェック欄において確認をするものとします。

3. 助成要件の確認方法について（交付要綱第4条の別紙関係）

（1）特例教習の受講、準中取得もしくは限定解除

助成要件	確認書類の例
①当該事業者が、令和6年4月1日以降に、当該運転者を採用していること	健康保険証、雇用保険被保険者通知書等の写し（※1）
②当該運転者が、平成元年6月2日以降の生まれであること	健康保険証、運転免許証等の写し（※2）
③当該運転者が、令和6年4月1日以降に、指定自動車教習所等を活用して、特例教習を受講修了し、または準中型免許を取得していること	運転免許証等の写し（※2）
④当該運転者が、助成金申請時に当該事業者 に在籍し、運転者として従事していること	直前勤務日の運転日報、点呼簿、運転者台帳、賃金台帳等の写し

※1 令和6年12月から健康保険証の新規発行が終了し、いわゆる「マイナ保険証」に移行するとともに、マイナ保険証非保有者については「資格確認書」が交付されることとなっておりますが、マイナ保険証・資格確認書の券面からは、当該運転者が従業員として雇用されていることが確認できません。このため、当該運転者がマイナ保険証のみを保有しているときは、原則として雇用保険被保険者通知書等の「事業所名略称」覧により確認してください（ただし、パート・アルバイトの運転者については、運転日報、点呼簿、運転者台帳、賃金台帳等により確認してください。）。

※2 令和7年3月からいわゆる「マイナ免許証」を選択することが可能となり、運転者が従来の運転免許証を保有せず、マイナンバーカードと一体となったマイナ免許証だけを保有する場合が生じ得ますが、マイナ免許証の券面からは運転免許の免許情報が確認できません。このため、当該運転者がマイナ免許証のみを保有しているときは、マイナポータルにログインするか、「マイナ免許証読み取りアプリ」を利用して、免許情報を表示した画面を印刷したものの提出を求め、これにより確認してください。

(2) 外免切替講習の受講

助成要件	確認書類の例
①当該運転者が、自動車運送業分野 特定技能1号評価試験（トラック）に合格していること。	特定技能1号評価試験（トラック）の合格証明書
②当該運転者が、特定活動の在留資格を取得していること。	在留カード、在留資格認定証明書の写し（※1）
③当該運転者が、令和6年4月1日以降に、受講し、外免切替（普通免許又は準中型免許）における技能確認・知識確認に合格していること。	在留カード、在留資格認定証明書、運転免許証等の写し（※2）
④当該運転者が、助成金申請時に当該事業者に運転者として在籍していること。	直前勤務日の運転日報、点呼簿、運転者台帳、賃金台帳等の写し

※1 在留資格の欄が「特定活動」又は「特定技能1号」になっていることを確認してください（外免切替前の時点では「特定活動」、外免切替及び在留資格変更許可後は「特定技能1号」となります。）。

※2 在留カード又は在留資格認定証明書により確認する場合は、在留資格の欄が「特定技能1号」になっていることを確認してください。運転免許証により確認する場合は、運転免許証の交付日が、外免切替講習の実施日から半年以内であることを確認してください（講習受講後半年以内に運転免許証を取得したことをもって、特段の事情がない限り、本要件を満たすものとして扱ってください。）。

(3) その他

上記に示した書類のほかに、より簡易・適切な確認書類を把握できた際には、改めてご案内いたします。

4. 実績報告書及び助成金の請求について（交付要綱第5条関係）

（1）添付書類

確認書類の添付は求めませんが、各協会においては上記書類を取得してください。

また、実績報告書提出の際には、内訳書を添付していただきますが、内訳書については予算の管理を行う都合上、**当月末までに適宜担当者あてにメールにて送付**してください。実績報告書（様式1）は**翌月3日までに郵送**してください。

（2）助成対象となる期間

令和6年4月1日から令和8年2月28日までに受講修了または取得した費用を助成対象とします。（高等学校新卒者等で、当該事業者入社前の在学中（令和6年度中）に、準中型免許を取得した場合も対象とします。）

（3）実績報告書の提出期限

令和8年3月9日

以 上